

(その1)



収 支 報 告 書

令和 8 年分
(令和 年 月 日 開催分)

1 政治団体の名称

(ふりがな) にっぽんいしんのかいさんぎいんならけんせんきよくだいいらしぶ

日本維新の会参議院奈良県選挙区第1支部

2 主たる事務所の所在地

奈良県奈良市大宮町6-1-1 新大宮駅前ビル502号室

3 代表者の氏名

平 将生

4 会計責任者の氏名

平 将生

[事務担当者]

氏名 電話番号

1人目 平 将生 090-5988-8028

2人目

3人目

政治団体の区分

- ☐ 政党
☒ 政党の支部
☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

[公職の種類]

(現職・候補者等)

選挙区

[資金管理団体の届出をした者の氏名]

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

[公職の候補者の氏名等]

- 1人目 平 将生 ☐ 衆議院議員 (現職・候補者等)
☒ 参議院議員 (候補者等)
- 2人目 ☐ 衆議院議員 (現職・候補者等)
☐ 参議院議員 (現職・候補者等)
- 3人目 ☐ 衆議院議員 (現職・候補者等)
☐ 参議院議員 (現職・候補者等)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
(複数の期間がある場合2つ目以降の期間) ※
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
(複数の期間がある場合2つ目以降の期間) ※
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定又は取消をした場合のみ記入。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定又は取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1, 188, 657
(前 年 か ら の 繰 越 額)	394, 356
(本 年 の 収 入 額)	794, 301
支 出 総 額	1, 188, 657
翌 年 へ の 繰 越 額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	0
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(ア) うち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	日本維新の会 本部	794, 301	R8/1/23	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	こ の 頁 の 小 計	794, 301			
	合 計	794, 301			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0		
(2) 光 熱 水 費	53,120		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0		
(4) 事 務 所 費	683,437		
小 計	736,557	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	148,500		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	303,600	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	47,300		
イ 宣 伝 事 業 費	256,300		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	452,100	0	
合 計	1,188,657		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	電気料金（1月分）	17,684	R8/1/27	不動興産株式会社	奈良県奈良市高天町20番地	徴難
2	電気料金（2月分）	17,682	R8/2/27	不動興産株式会社	奈良県奈良市高天町20番地	徴難
3	電気料金（3月分）	17,754	R8/3/31	不動興産株式会社	奈良県奈良市高天町20番地	徴難
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	53,120				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	53,120				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所賃貸料及び共益費 (2月分)	151,800	R8/1/27	不動興産株式会社	奈良県奈良市高天町20番地	徴難
2	事務所賃貸料及び共益費 (3月分)	151,800	R8/2/27	不動興産株式会社	奈良県奈良市高天町20番地	徴難
3	事務所賃貸料及び共益費 (4月分)	151,800	R8/3/31	不動興産株式会社	奈良県奈良市高天町20番地	徴難
4	令和7年分 政治資金監査	110,000	R8/4/27	野口 泰弘	奈良県奈良市登美ヶ丘一丁目5の18	
5	令和8年分 政治資金監査	110,000	R8/4/27	野口 泰弘	奈良県奈良市登美ヶ丘一丁目5の18	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	675,400				
	そ の 他 の 支 出	8,037				
	合 計	683,437				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					(名簿管理費)	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	名簿・掲示物管理費	49,500	R8/1/31	坊 修司	京都府相楽郡和束町釜塚縄手7	
2	名簿・掲示物管理費	49,500	R8/2/28	坊 修司	京都府相楽郡和束町釜塚縄手7	
3	名簿・掲示物管理費	49,500	R8/3/31	坊 修司	京都府相楽郡和束町釜塚縄手7	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	148,500				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	148,500				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
					印刷製本費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	チラシ作成代	47,300	R8/2/2	株式会社 ブットアップ・スタ イル	京都府城陽市平川横道8-19	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	47,300				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	47,300				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝広報費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	年間ホームページ維持管理更新料	132,000	R8/1/5	株式会社 プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19	
2	動画撮影料	38,500	R8/1/26	株式会社 プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19	
3	動画編集料	41,800	R8/2/18	株式会社 プットアップ・スタイル	京都府城陽市平川横道8-19	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	212,300				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	212,300				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					印刷製本費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	名刺作成代	44,000	R8/1/30	株式会社 プットアップ・スタ イル	京都府城陽市平川横道8-19	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	44,000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	44,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）
- ☐ 4 確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

※解散年の収支報告書への添付は不要

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 4 月 30 日

政治団体の名称 日本維新の会 参議院奈良県選挙区第1支部

会計責任者の氏名 平 将生

（代表者の氏名は、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名 平 将生

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和 8 年 4 月 30 日

日本維新の会参議院奈良県選挙区第 1 支部

代表 平 将生 殿

登録政治資金監査人 野口 泰弘 

登 録 番 号 第 590 号

研修修了年月日 平成 21 年 1 月 16 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、日本維新の会参議院奈良県選挙区第 1 支部の令和 8 年に係る法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本維新の会参議院奈良県選挙区第 1 支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会参議院奈良県選挙区第1支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会参議院奈良県選挙区第1支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

